

ため池の総合対策について

1 要旨・目的

県では、農業生産に不可欠な農業用水の確保を図るとともに、ため池の決壊等による災害の未然防止を目的として、ソフト・ハード両面からの「ため池の総合対策」を推進しており、その取組状況について報告する。

2 現状・背景

平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池の決壊・損壊等により、下流への被害が発生したことから、平成31年3月に「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、国の「ため池対策関係法※」に基づき、浸水想定区域図の公表などの迅速な避難行動に繋がる対策や、届け出による利用実態の把握及び補強・廃止などの防災工事の推進を図っている。

※ ため池の適正な管理を図るため、所有者等の届け出の義務化等を定めた「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月施行）」（以下、「ため池管理保全法」という。）及び防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、国の財政的な措置等を定めた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）」（以下、「ため池工事等特措法」という。）をいう。

3 概要

(1) 対象者

ため池管理者等

(2) 事業内容（実施内容）

ア 農業用ため池の実態把握（ため池管理保全法に基づく届出等）

（ア） 農業用ため池の届出書の提出

決壊した場合に人への被害のおそれがある防災重点ため池について、地域に精通した方々の協力のもと、聞き取りや現地調査等による管理者等の確知を進め、電話や訪問等の要請を行い、5,792箇所（約9割）の届出書が提出された。

項目	届出対象数①	提出状況（令和3年10月末）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	18,060箇所	13,776箇所	76.3%
うち防災重点ため池	6,495箇所	5,792箇所	89.2%

※農業用ため池のうち、市町所有（639箇所（うち防災重点ため池、276箇所））及び市町等が現状把握や安全対策等を行う管理者等が不明なため池（86箇所（うち防災重点ため池、86箇所））を除く。

引き続き、市町と連携して、年度内の管理者等の確知作業を進めるとともに、届出書の提出を要請する。

また、利用実態がない防災重点ため池について、廃止工事を含め、安全対策（落水・点検等）や、緊急時には速やかに状況の把握を行い、必要な対策を講じていけるよう、市町等と調整しながら、進めている。

イ 防災工事の推進

(ア) 農業用水源として利用するため池（診断，補強工事）

防災重点農業用ため池の劣化診断等について，約 2,400 箇所の診断を進めており，今後，診断結果等に基づき，補強工事が必要な箇所の対策を進めていく。

なお，防災重点農業用ため池の補強工事の実施にあたっては，利用者の減少により，一戸あたりの費用負担が増加し，対策工事の推進にあたり，支障ともなっていることから，国において，農家負担を求めない費用負担割合の指針が示されるとともに，地方財政措置の拡充がされたことから，県も適用に向け，関係市町との調整を行っている。



劣化診断の実施状況（東広島市）

(イ) 農業用水源として利用しなくなったため池（廃止工事）

防災重点農業用ため池 164 箇所（うち工事中 27 箇所）のうち，81 箇所の廃止工事に着手している。（うち工事完了 11 箇所）

なお，一部地域では，災害復旧工事等の影響により，入札不調（41 箇所）が発生していることから，建設協会への働きかけや，随意契約の活用などの取組を進めている。



ため池の廃止工事状況（安芸高田市）

(ウ) 管理体制の強化

「広島県ため池支援センター」では，防災重点農業用ため池を対象に，健全度が低い箇所（93 箇所）のパトロールを実施している。

また，農閑期となる 11 月から，管理者の主体的な管理を促すため，ため池の点検や簡易的な補修方法等について，研修（14 箇所）を開始している。



管理者研修状況（福山市）

(3) スケジュール

平成 30 年度～

(4) 予算（国庫・単県）

2,528,522 千円

（令和 2 年度補正 539,529 千円＋令和 3 年度当初 1,988,993 千円）